

令和6年度第1回茅ヶ崎市子ども政策審議会 会議録

議題	1 第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について 2 茅ヶ崎市子ども計画骨子（案）について 3 その他
日時	令和6年6月18日（火）午前10時00分から午前12時00分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室4、5（一部WEBによる出席）
出席者氏名	小泉会長、小湊副会長、黒沢委員、竹内委員、山田委員、松下委員、渡邊委員、井上委員、金井委員、金澤委員、杉山委員、渡辺委員、 （欠席委員） 加藤委員、丸山委員、山口委員、鬼塚委員 （事務局） 子ども育成部 坂田部長 子ども政策課 樋口課長、木村主幹、藤田課長補佐、石川課長補佐、 伊藤主査、能見副主査、金指主事 子ども育成相談課 鈴木課長 保育課 西山課長
会議資料	・ 次第 ・ 茅ヶ崎市子ども政策審議会 委員一覧 ・ （資料1-1）第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画重点事業管理シート ・ （資料1-2）第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画総括重点事業進捗管理表 ・ （資料1-3）第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画年度評価状況 ・ （資料2）茅ヶ崎市子ども計画骨子（案） ・ （参考資料1）茅ヶ崎市第1回「こどもモニター」アンケート調査報告書 ・ （参考資料2）茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査調査結果報告書 ・ （参考資料3）こどもの意見を聴く取組報告書（2024年6月）
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	2人（WEBによる傍聴1人）

○樋口子ども政策課長

皆様おはようございます。本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。私は子ども政策課長の樋口でございます。よろしくお願いいたします。

この審議会は、茅ヶ崎市自治基本条例第14条第3号の規定により、非公開とする合理的な理由があるときを除き、会議を公開することとな

っております。また、茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱においても、附属機関の会議の公開は、非公開とされた場合を除き、傍聴することができるとしています。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の開催に先立ち、茅ヶ崎市こども育成部長の坂田より御挨拶いたします。

○坂田こども育成部長

皆さんおはようございます。

お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、日頃より茅ヶ崎市政に様々な協力をいただきありがとうございます。

私はこの4月からこども育成部に参りました坂田と申します。3月までは企画政策部というところにおりました。

皆様も御存知だと思いますが、茅ヶ崎市は人口がまだ増加傾向にあります。全国的に見れば人口が減っていくというトレンドの中で、人口が増えているということは非常に珍しい状況です。これは、自治体だけの努力ではできない部分がうまくまわっているのかなと思います。

シティプロモーションの取組も様々な取組をしておりますし、またコロナ禍ということで、都心部に住んでいた方が茅ヶ崎市に移住するといった流れの中で、茅ヶ崎市を上手く選んでいただいたということだと思います。

こういったトレンドの中で茅ヶ崎は、今後も人口を維持していくため、いずれは減っていくのは間違いないですけど、できるだけその減り始めを遅くして、そして減っていくスピードをできるだけ緩やかにということで、市全体として取り組んでいるところでございます。

皆様には様々な立場からも、今後も茅ヶ崎市の人口増加に資するような取り組みを様々な場面でご協力いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○樋口こども政策課長

続きまして、4月の人事異動において、事務局職員の一部変更がありましたので紹介します。

～事務局職員自己紹介～

次に、新たに就任いただきました。杉山委員と渡辺委員に自己紹介をしていただきたいと思います。

杉山委員からお願いします。

○杉山委員

皆様こんにちは。

神奈川県中央児童相談所所長をしております、杉山といいます。

その一つ前は、平塚児童相談所で所長をしておりました。その前は中央児相にもおりましたが、藤沢を担当していたので茅ヶ崎と関わるのは初めてになります。

児童相談所も児童福祉法の改正があり、こどもたちの意見、意向を確認しながら進めるということが法で定められたところです。これまでも実施しておりますが、更にこどもたちの意見をしっかり聴いていくということが法で示されてきておりますので、それについても取り組んでいるところでございます。

今後ともよろしく願いいたします。

○渡辺委員

こんにちは。

茅ヶ崎警察署生活安全課長の渡辺でございます。

日頃から警察活動に御協力いただきありがとうございます。

私はこの春、茅ヶ崎署に参りまして、この会議は初めての出席です。

警察では、少年は、事件又児童虐待での取り扱いが主なのですが、茅ヶ崎署はいずれの取り扱いも県下で非常に多くなっています。

事前配布の資料を拝見しまして、茅ヶ崎市でもいろいろなこどもに対する施策をしていることは分かりました。

今後とも、皆様と協力し、少年の健全育成に努めていければと思います。

本日はよろしくお願いします。

○樋口こども政策課長

どうもありがとうございました。

それでは、会議に移りたいと思います。

なお、本日、加藤委員、丸山委員、山口委員、鬼塚委員から欠席の御連絡がありましたが、茅ヶ崎市こども政策審議会条例第5条第2項の規定により、現時点で委員の過半数の出席がありますので、会議が成立していることを御報告します。

なお、本会議は公開を基本としており、傍聴を希望される方がいる場合、本会議場に入室いただくか、ZOOMにより視聴が可能となります。現時点で傍聴の方は1名です。

それでは、ここから議題に移ります。ここからの進行は小泉会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小泉会長

それでは、早速はじめていきたいと思います。

議題の1から始めます。

第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画では、子育ての様々な課題の解決に向け、市が取り組むべき主な個別事業を重点事業として設定し、計画の進捗管理をすることとしています。

本日、御説明する進捗状況は、各事業の担当課等が集まる庁内会議である茅ヶ崎市子ども計画推進会議の確認を経たものとなります。重点事業は42事業あり、それぞれ年度ごとの目標設定と評価を行っています。

令和5年度の実績評価取組内容、事業の成果等と、令和6年度の目標を事業ごとにまとめたものが資料1-1「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画重点事業進捗管理シート」となります。

次に資料1-2をご覧ください。こちらは年度評価の状況です。

評価の方法は、平成27年度から令和元年度を計画期間としている当初の「子ども・子育て支援事業計画」の評価に関する意見を踏まえ、第2期計画では、年度評価を目標となる指標を数値で設定できる事業と、数値で設定することが適さない事業に分けて評価を行っています。

項番2の①、目標となる指標を数値で設定できる25事業は、取組内容の分析と合わせ、達成度の目安を80%とし、各年度の目標と実績を比較の上、評価していきます。

②の目標となる指標を数値で設定することができない17事業には、取組内容の分析に基づき評価を行っています。

令和5年度の評価結果は、目標を数値で設定した事業の評価が19件、目標を数値で設定することが適さない事業の評価は15件となっています。

なお、本日の審議を経ました後、対象事業の進捗状況をホームページ等で公表して参ります。

次に資料の1-3をご覧ください。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の実績です。

実績は、令和5年度における計画値や実績値をまとめたものです。

事務局からの説明は以上です。

○小泉会長

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がありますでしょうか。

○竹内委員

重点事業の重点管理シートの内容ですが、いろいろな事業の中で相談事業がいくつかあります。相談事業は数値が多ければいいというのではなく、指標を数値で設定することが適さない事業となっていますが、この内容だけだと相談内容の深刻さが分かりにくく、実際の現場の方の相談事業に対する想いや、事件に発展しそうなケースや虐待に発展しそうなケースなど相談内容の深刻さがちょっと読み取れないなと感じました。

もし、そのようなケースがあれば、この1年で解決して良かったと思える事例があったのか、もっと早く介入していれば未然に防ぐことができたというような事例があったのかなど、具体的な事例があれば教えてほしいと思いました。

○小泉会長

相談事業に関してはA評価が多いのですが、実態はどうなのかという質問が竹内委員からありました。事務局から何か事例をお話しできるものはありますか。

○鈴木こども育成相談課課長

資料1-1の6ページを御覧ください。令和5年度の実績は、まだ集計中で変更の可能性はありますが、家庭児童相談事業の相談件数は増加傾向にあります。御質問は、重い内容の相談についてでしたが、令和5年度の相談件数約800件のうち、いわゆる児童虐待に関する虐待相談は約270件ありました。虐待相談の中には、身体的な虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的な虐待相談がありました。この中の約半数が心理的な虐待でした。コロナ前、コロナ禍、コロナ後で比較すると、コロナ禍で心理的虐待がかなり増えています。

介入して良かったことや、もっと早く介入すれば良かった事例があるかという質問ですが、連絡いただいた全てのケースに介入していますので全件該当するといえれば該当しますが、相談者から、悩んでいたけれどいろいろと相談して良かったと言われると、我々としてもやりがいがある

ります。もっと早く対応できれば良かったと思うケースで言うと、例えば身体的虐待などで、前から気になっており、本日連絡した。というような話を聞くと、もっと早く連絡がほしかったと感じることはあります。

○竹内委員

私の中では、困った時に電話をするというのは、解決に向けてポジティブな方が採っている行動で、その結果、件数が上がっているのかなと思いました。しかし、実際こどもが虐待されているとか、いじめられているこどもがいることや、ヤングケアラーの方など、あまり自分からSOSを出しにくかったりするのかなと思うと、そういったケースに介入していけないのかなと思いました。また、そういったケースはどのくらいあるのか気になりました。解決に向かっているポジティブな人の相談より、相談できずに困っている人を能動的に探していくというような、何かもう少しこちらからアプローチができないのかなと思いました。困っている人は、沢山いると思います。例えば小学校とか中学校の学校の先生が見つけてからなかなか相談に繋がらないとか、親が拒否して、本当は早く繋いだ方がいいのに繋ぐことができないなど、そういうケースが実はあるのではないかと勝手に思い込んでいて、早めに解決しているということでしたので、何かもう少し周りが虐待やヤングケアラーに対して、そうかなと思った時点で相談をした方が良いと思いました。

○小泉会長

今、竹内委員が指摘したことは、資料1-1の6ページの課題のところで、潜在化しやすい家庭内の状況の把握のため、地域を含めた関係機関との連携や見守る側の意識の向上が必要である、と記載があるので、市でもそういった問題意識は持っているということだと思います。

○鈴木こども育成相談課長

我々としても、幼稚園や保育園、あるいは小・中学校の先生方や児童クラブの方や民生委員・児童委員の方などが、何かあればすぐにこども育成相談課に連絡してもらえような体制づくりをしております。資料1-1の36ページに要保護児童対策地域協議会の取組みを掲載しており、こちらは、守秘義務が守られたかたちで様々な機関が集まり、必要に応じて情報共有を行い、連携しながら支援をしております。その他に、小・中学校にお伺いして何か気になることはないか直接確認することや、民生委員さんや児童委員さんの研修にお伺いして事例紹介などを行っています。また、こども自身が気づくことも大切だと思っており、昨年度か

ら、夏休みに入る前に市内の小・中学校の児童・生徒に、相談先が書いてあるカードを配布しています。

○竹内委員

うちの子もそのカードをもらってくるのですが、中高生であれば、スマートフォンで電話をしやすいかもしれませんが、小学生は電話をするというのはなかなか難しいなと感じています。それこそ公衆電話で10円使って電話をするにしても、そのお金をもらえない可能性もあって、小さい子がSOSを出したいのに、その声を拾ってもらえない可能性があり、電話すれば良いと言っても電話ができる状況にない可能性が高いので、そういった子をピックアップしていけるのかなってというのが心配になりました。

○鈴木こども育成相談課長

電話ができないこどもに対する周知として、配付しているカードは県とも連携して作成しているので、無料で児童相談所に繋がる連絡先である189やLINE相談の内容を記載しています。

○小泉会長

こども自身が虐待に気づくことなど課題となっていることについて、小学校での人権に関する教育などについて、こども自身が気づかなければ、連絡体制がきちんと整備されていても相談に繋がらないので、そういう教育が大切だと思います。実際に大学生が授業で人権などの授業を受けた際、そこで初めて自分が今まで経験していたことが虐待にあたるのかということを知り、ショックを受けるという学生もいました。小・中学生に対する教育や意識の醸成はとても大切だと思います。小学校や中学校ではそういった人権や虐待問題についての教育はされていますか。

○井上委員

小学校では、性的なことについて、わいせつな言葉やこういうことを言われたり、されたり、触られることはおかしいよということを教えています。授業では扱っていませんが、学活やちょっとした隙間時間などを使って伝えており、そういうことがあったら心の相談室や保健室の先生に相談してねと伝えています。

○金井委員

中学校でも道徳の時間を使って、友達同士や家族関係などで、自分が嫌な思いをしたら、こういうところがあるという居場所の紹介などをし

ています。

○小泉会長

児童相談所の杉山所長も何かございますか。

○杉山委員

少し今の話をまとめて回答できればと思います。

まず、小さなこどもたちが虐待を発信することは、とても難しいことです。なぜかという、今、自分に起こっていることが、他の家庭や友達と比較しにくいという点があります。しかし、嫌な気持ちや、困った気持ちは、こどもたちが持つことができるので、それを聴き、感じ取ることができる大人が保護者の方以外でも近くにたくさんいます。その人たちがどれだけ関心を持てるかが大切です。児童虐待防止法の中でも、こどもに関わるすべての人たちが、児童虐待を発見したら忠告しなさいという定めにも繋がってきていると思います。小さなこどもたちにといいうところでは、大人が周りのこどもたちにどれだけ関心を持つことができるかが大切だと思いますし、小学生以上であれば携帯電話をお持ちの方がたくさん増えているので、先ほど説明があった189やLINE相談も実施しています。こどもたちに伝えるために市の方々もしっかり取組をしていますし、学校さんとも連携して研修など、こどもたちにどう伝えていこうかというところが行われています。

その結果、虐待の相談件数は、対応件数や発見件数が非常に増えています。重篤化しているケースも正直たくさん出てきています。また、夫婦喧嘩のような面前の喧嘩なども実は児童虐待と言われている、心理的虐待に該当します。こどもへのしつけと称した体罰も児童虐待です。このようなことを広く世間に知ってもらい、こどもたち自身も自分の違和感を発信できる環境をつくろうという取組がこの施策にも入っていると思います。

なるべく早く対応するということはもちろんその通りですし、介入して良かったという方もたくさんいれば、介入されて嫌だったという人もたくさんいます。しかし、そこに、嫌だと言われても入っていくのが、児童虐待に対応する部署だと思いますので、そのためには、連携する中でその風穴を開けていき、少しでも変化が出るように市や学校や警察など様々な機関が関わって対応しています。冒頭でも挨拶しましたが、今までは児童福祉法で虐待を何とかするというのがメインでしたが、プラスしてこどもの声をきちんと聴くということが、今回の法改正で謳われています。市の取組にもこどもにたくさん意見を聴いている施策が入っていますので、これからまた一段と対応に工夫がされていくと思って

います。

○小泉会長

本日、茅ヶ崎警察の渡辺委員もお越しですので、ぜひ一言いただければと思います。

○渡辺委員

警察で児童虐待として対応する場合は大体、通報です。泣き声通報や夫婦喧嘩などです。そういった中で、先ほどの話しにもあったように、積極的な方は市に相談されるケースが多いと思いますが、どちらかというとなかなかない場合には警察に通報が来て、それを拾っていくような対応になり、それをまた児相さんに通報し、対応している状況です。

○小泉会長

ありがとうございました。

やはり地域全体で連携をして、こどもを見守る体制づくりが大切だと思います。深刻なこともあれば少しの違和感からの発見も引き金になりますので、いろいろな審議会でも議論してこどもに関心を寄せることが大切だと思います。

その他、何かご意見はありますか。

○渡辺委員

少し視点は変わりますが、虐待をしてしまう方は相談したいけど、しにくいというところにも関わるとは思います。令和8年から全国的に、「こども誰でも通園制度」が始まります。これは、0歳から2歳までの全てのこどもが保育の対象になります。それを保育園側は受け入れて、例えばひとり親家庭など今まで、お母さん1人、お父さん1人とこども1人のように孤立していた家庭とも接点を持つことができるという点で良い取組だと思っています。そういう方とも信頼関係をつくる中で、虐待や虐待の芽のようなものがあつた場合、相談するというきっかけになればいいなと思っています。

○小泉会長

それに関係して、ショートステイ事業というものが残念ながらC評価になってしまっています。利用者が増えていないと記載がありますがそのあたりの現状はどのようなになっているのでしょうか。

○事務局

ショートステイ事業は資料1-1の3ページにあたります。

現状としましては、こちらの評価に記載した通り、ショートステイ事業は当初の目標を若干上回る日数をご利用いただきましたが、トワイライトステイ事業が目標を大きく下回っています。

なぜこのような結果になったかという、特定の方が繰り返し利用しているような状況で、昨年度と比較するとトワイライトステイ事業は、多く利用していた方の対象年齢が利用できる年齢を超えたため利用がなくなり、年間の利用件数も減少しました。

登録者が増えていない現状があるため、周知を積極的に行うことが必要だと考えています。その他の要因として考えられることとして、トワイライトステイ事業と預かりの時間が一部重複している一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業などの事業は実績が増えているので、こどもを預けたいという状況になったときに、他の預かり事業を選択されている方が多いということも考えられますので、短期支援事業もこどもを預けることができる制度のひとつとしてあるので、皆さんに知っていただける取組を継続したいと考えています。

○小泉会長

ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かりからファミサポまで多様な育児支援がある中で、あらゆる制度の周知を進めていくということで回答をいただきました。その他、何かありますか。

○黒沢委員

発達に特性があるこどもたちの保護者が相談に行くところとして、乳幼児期はこどもセンター、小学生以上は学校ということになると思いますが、こどもセンターの相談件数もすごく多くなっており、どうしても今相談したくても、3ヶ月や半年先になってしまう状況です。やはり相談ができる場所が少ないと感じています。こどもセンターや民間だと児童発達支援やデイサービスというように、すごく民間の事業所もたくさんできているので、もう少し民間にも相談の窓口を設置するような仕組みづくりができないかと感じています。リアルタイムですぐに相談ができないと保護者は不安を抱えてしまい、そうするとやはり特性を抱えているこどもを持っていると、虐待に繋がってしまう恐れもあります。どうしても自分の怒りをこどもにぶつけてしまうことや、やはり手を出してはいけない、言うてはいけないと分かっているのに、手を出してしまう現状が多くあるのではないかと思います。その辺りの相談の仕組みづくりを考えていただけたらと思います。

○小泉会長

具体的に資料１－１でいうとどの事業にあたりますか。

○黒沢委員

３０ページや４４ページなどが該当してくると思いますが、気軽に相談に行ける場所を市から案内していただけると保護者はすごく安心します。民間の施設でももっと相談を受けていただけたところを増やして、市から案内してもらえれば、相談者が増えて虐待なども減っていくのではないかと思います。

○鈴木こども育成相談課長

こどもセンターはこども育成相談課の所管で実施しております。障がいに関する相談先というところに行きにくいという方もいると思います。そのもう少し手前での相談先ということで、こどもセンターを設置しています。ただ、御指摘のように、こどもの数は減っていますが発達に関する相談件数は増えています。先ほどの話しにもあった児童虐待の件数と同様にセンターの相談件数も昨年度が過去最多という結果となりました。

巡回相談と個別相談と教室の３本立てで実施していますが、巡回相談も保育園や幼稚園にお待ちいただいている状況です。一般の個別相談も１か月から２か月程度お待ちいただく状況になっています。また、障がい福祉課の相談は民間にお願いしているものもあります。

現状を踏まえた中で、相談体制のあり方について検討していきたいと思っています。

○事務局

療育相談ではありませんが、今回の議会で子育て支援センターについて、機能拡充を図り、相談機能を強化していきたいということで、現在、土曜日は隔週で実施している施設が市内に１か所ありますが、市内に子育て支援センターが４つありますので、全ての施設で土曜日にも開館することと、茅ヶ崎駅北口にある子育て支援センターは、日曜日にも開館できるよう今回の議会に条例改正を提案しています。そのため、来年度から１箇所は、年末年始以外は全て開館する予定です。来館者は０歳から２歳まで、さらにその先の小学校に入学する前までのお子さんが来るような施設ですが、そこで療育相談の前の段階の気軽な相談ができる体制を整え、こども家庭センターなどに繋いでいけるようにしたいと考えています。

○松下委員

教育センターの管轄である7ページを見ると、目標と実績が全て同じ標記になっていて、数値目標ありません。この事業の評価のあり方について具体的に知りたいと思いました。また、障がい福祉課の事業である40、41ページについても、評価がAになっていますが、次年度の対応の部分の説明についてお伺いしたかったのですが、近年の動向を踏まえてと記載がありますが、相談の件数が毎年増えているのに来年度の目標値が大幅に減らしていることに対する説明をいただければと思います。

○事務局

まず、7ページの教育センターの青少年相談業務事業からお答えします。こちらは、目標値を設定していない事業であり、教育センターに確認したところ、事業としては、いじめや発達相談に関する相談を受けていますが、具体的な内容や相談件数は非公開としているため、このシートの書き方も毎年、同じような事業を継続しているという記載になっているとのことです。しかし、スーパーバイザーを活用しながら状況によって相談者の意向を確認した上で、適切な支援に繋ぐことができるよう関係機関や関係課と連携しているという回答をいただいております。

次に、40、41ページの障がい福祉課の事業は、確かにこちらは、次年度以降の取組の欄は同じようなことが書いてありますが、こちらは、今年度から計画期間がはじまる「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」で同事業の目標値を立てており、件数が減った要因は、これまでは延べ人数で計画値を出しており、1人の方が3回利用したら3とカウントしていたものを、実際の申請件数を追っていくということで、何人が利用したのかを集計するかたちに集計方法を見直した結果であるとのことです。障がい福祉課が策定した計画と、子ども・子育て支援事業計画の計画値は統一させて進捗管理を行いたいとのことで、今年度の年度目標は昨年度と比較して少ない数値が設定されています。

○渡邊委員

9ページの巡回相談事業ですが、実績を見ると毎年どんどん増えていますが、やはり現場の感覚としては、全然足りていないと感じており、年間2回くらい来ていただいているのですが足りていないと感じています。保護者も保育士も対応に困ってしまうケースが増えており、そういった中で相談できるということで、来ていただけることは大変ありがたいのですが、もう少し相談に来る方を増員してほしいということを現場を代表して申したいと思います。

また、20ページの保育士等の研修事業で、これも本当にコロナ禍以

降、オンラインでの研修も交えて実施され、勉強しやすくなったと感じています。しかし、個人的な感覚ですがオンラインで情報を得られることはもちろん良いのですが、実際に職場を離れてこのような場に足を運んで、講師の先生と対面して研修を行う実地研修もすごく大事だと思っています。先日、NHKの調査で、オンラインは情報の伝達はあるが感情の伝達ができないということが証明されたということなので、オンライン研修と対面の研修を組み合わせる実施していただけるとありがたいです。

最後に、食育について、資料1-1の36ページです。こちらは、市の栄養士さんに来ていただいており、食育はすごく大事だと思っていますが、食への興味が低下しているように感じる面もあります。

しかし、園で夏野菜などを育てると、その野菜は食べてくれるようになります。ニンジンやナスなどが苦手なお子さんでも実際自分たちで作ると食べてくれます。実際に食卓に出てきたものだけを見るのではなく、この食べ物がどのようにしてここに来たのかというプロセスが見えると違うのかなと感じています。この事業が是非A評価になるよう、市内の幼稚園や保育園に食育の支援をいただく機会を設けてほしいと思いました。

○小泉会長

実体験に基づいた依頼でした。事務局からはいかがでしょうか。

○鈴木こども育成相談課長

巡回についての御要望は、実際に現場でも同様の話を聞きます。他市では巡回を減らしながら他の手法を取り入れている事例もあるので、そういった事例も参考にして、どのような方法が保育園さんの支援につながるのかということを改めて考えていきたいと思っています。

○西山保育課長

保育士の研修は、昨年度まではオンラインをメインに実施していましたが、今年度からは、オンラインと対面と両方を実施していく予定です。特にグループワークなどが必要な研修もありますので、対面の方が効果的なものは対面で実施したいと考えています。今回この事業をA評価にした理由は、オンラインと対面の両方をハイブリッドで実施できる体制ができたということでA評価にしましたが、今年度も同様に実施していきたいと思っています。

食育は、市でも重要視しており、公立の保育園と民間保育園で情報交換会を実施しているので、市の栄養士がもっと何かできることがあるか

考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小湊副会長

先ほど、渡邊委員からもお話しがあったように、巡回相談事業では大変お世話になっています。人員や回数を増やすことは厳しい状況なのだろうと感じることはありますが、保護者にとっても重要な機会なので、今後充実していくことを望んでいます。

また、21ページの延長保育事業、22ページの一時預かり事業の両事業は利用者が多い結果となりA評価です。本当にコロナ禍以降、幼稚園でも保護者が共働きで一時預かりを利用される方が増えてきています。利用者の利便性というところでニーズに応じていくための努力は我々、サービスを提供する側が頑張らなければいけないと思っています。延長保育の課題に記載されているとおり、延長保育を行うための保育士の確保が課題であり、延長保育に限ったことではありませんが、ニーズはあるけれど受ける側の体制が整っていない部分もあるので、利用者も我々受け入れる側も両方市民なので、このバランスをきちんと考えて、市として保育士の確保方策などを検討していかなければいけないと思います。

○金澤委員

保育園や学童保育で待機児童がいるようなので、解消を図ってほしいと思います。

○西山保育課長

児童クラブは青少年課の所管になるので、保育園についてお答えいたしますが、保育所の待機児童は、令和6年4月は9人となっています。また、待機児童とは別に、申し込んだけれど保育所等に入れていないお子さんが、369人となっています。令和6年4月は申込者数が非常に増えたため、現在令和6年の6月議会が開会中ですが、急遽補正予算を提出し、新たな施設整備を実施し、来年度は待機児童を0人にしたいと考え、2億円近い補正予算を計上しています。また、園の整備だけでは、こどもを受け入れることができないので、あわせて保育士の確保についても、現在も様々な取組を実施していますが、新たな取組についても検討しています。

○小泉会長

待機児童はやはり、1歳児が多いですか。

○西山課長

そうですね。9人中、6人が1歳児となり、申込も1歳児が一番多いです。

○山田委員

資料1－1の25ページの妊婦の健康管理の充実について伺いたしたいと思います。私の経験ですが、補助券の金額では出産費用に足りませんでした。産婦人科にもよると思いますが、どの医院も補助額より若干高く設定される気がします。本当に補助券だけで出産するということは難しく、また病院の料金もどんどん上がっている印象がありますが、補助券の金額を増やしていただくことはできないでしょうか。

○鈴木こども育成相談課長

妊婦健康診査費用の助成は全部で14回分の助成があり、1回目が12,000円、2回目以降が4,000円の助成となります。この単価は決まっていなくて、茅ヶ崎市は数年前に1度増額していますが、それでも高い額とは言い難いので、今後の検討課題だと思っています。また、利用者への助成ではなく、他県では医療機関に直接支払うような仕組みがある県もあるので、県としても今後の検討をしていると聞いています。

○山田委員

出産費用が高いとこどもを生む気持ちや、もう1人産もうという気持ちにならないので、手厚くしてもらえると良いなと思います。

次に、12ページの公園の整備について、参考資料1の「こどもモニター」のアンケートでも、こどもたちは思い切って遊べる公園がほしいという意見があるので、その部分も考えてほしいと思います。

○事務局

毎回この審議会でも委員さんから公園整備について御意見をいただいております。公園の所管課とも情報共有しています。また、議題2にも関係してきますが、これから策定する「こども計画」でも、遊びの機会の充実は項目出しをする予定でいるので、所管課が整備したいとなったときに動きやすいような、後ろ盾となる計画を策定することで、事業の後押しをしていきたいと考えています。

○小泉会長

ありがとうございました。それでは、議題1は皆様から御意見いただきましたので、続いて議題2に入りたいと思います。

議題2について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議題2について、事務局より説明します。

まず、当日配布資料ということで、計画策定までのスケジュールを配付しました。今回は令和6年度の第1回目の審議会となります。今回はここで骨子を固めるということになります。次回、10月は素案について御意見をいただきたいと考えています。そして、令和7年1月には、この審議会からの答申ということで、計画がほぼ完成した状態で提出したいと考えています。最後に3月に、計画の最終決定となります。今後のスケジュールは以上となります。

次に、今回の骨子案について、資料2に基づき御説明します。資料2を1枚めくり、目次を御覧ください。大まかに御説明すると、第1章から第6章までと、プラス資料編という構成で計画を作っていきたいと考えています。

第1章では、茅ヶ崎市がなぜ「こども計画」を作るのか。その目指す姿を示したいと思っています。

第2章で、今の茅ヶ崎市がどのような状況なのかというところを掲載し、茅ヶ崎市の現状から、目指す姿までどのように進んでいくのかを掲載します。第3章は、計画の体系を掲載します。第4章は、第3章の体系に基づき、どのように施策を展開していくのかという目標を立てていきます。

第5章は、若干位置付けが違うのですが、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の量の見込みや確保方策など具体的な数値を記載することとなります。

第6章は、計画の進捗管理等をどのように行うのか、管理の方法や国県との連携などについて記載しようと思います。

最後に資料編について御説明します。資料編では、計画を策定する上でのデータ類を掲載する予定です。計画全体の概要説明は以上です。

それでは、もう少し細かく第1章から御説明します。

第1章では、まず1ページ目は、一般の方がこの計画が何を指して、何のために作られたものなのか、あえて記入は一目でわかるように、大きく計画の目指す姿や考え方や対象ごとの目標を可能な限り簡潔に記載しています。

続いて、第1章の2で、計画の策定の背景として、2-1は国の動向、2-2は、こども政策に関する茅ヶ崎市の動向を記載しています。ここでは主に、現在に至るまでに、国と市がどのような取り組みを行ってきたかを記載しています。

次に3で、計画策定の目的として、1ページ目の目指す姿の目的をよ

り詳しい説明で記載しています。

次に、4の計画の概要では、4-1で、こども計画の経緯、4-2で法律上の計画の位置付けや茅ヶ崎市の他の計画との関係、4-3で、計画期間について記載しています。

目次に戻り、次の第2章では、茅ヶ崎市の現状と課題を記載する予定です。

1の現状の部分では、0歳から14歳までの人口や、合計特殊出生率、昨年度実施した子ども・子育てに関するアンケート調査の結果、保育所や児童クラブ等の申し込み者数や待機児童数などそれぞれの数値に基づく現状を記載する予定です。

2の課題の部分では、数値から見えてくる課題のほか、国のこども大綱に示されている各課題、市の現状に照らして、市にとって課題といえる部分を記載する予定です。

第3章の計画の体系は資料の9ページ目に当たります。前回の会議でも触れましたが、一番上に目指すべき姿を記載し、その下にすべての施策に共通する基本的な考え方を記載しています。さらにその下に、基本目標と施策の方向を記載しており、基本目標は対象ごとに大きく4つに分けています。基本目標の4つの対象は、1番が「社会全体に関すること」、2番が「こども自身に関すること」、3番が「母子等に関すること」、4番が「子育て当事者に関すること」となっております。この4つの区分の中に施策の方向を位置付けています。なお、施策の方向に位置付けている文言の下線部分は、昨年度3月に行われた審議会では委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、記載内容を一部修正した箇所となります。修正内容としては、文言の追加や言い回しをより明確にするなどの修正を行っております。

市町村が「こども計画」を策定する際は、国のこども大綱を勘案することとされていることから、この計画の体系に記載されている項目は、基本的にすべてこども大綱と連動しています。

資料の右側にこども大綱の該当箇所の番号を記載しており、こども大綱の内容を網羅しています。

また、参考として前期計画となる「第二期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の基本施策の方向番号と昨年8月に策定した「こどもまちプロジェクト」の4つの目的と8つの取組方針に関連する番号を記載しています。

こちらが第3章の計画の体系の主な内容となっております。

続いて第4章の施策の展開では、1から4までの施策をどのように展開していくのか記載します。なお、関連事業を別冊として毎年更新していくことも選択肢として考えています。

基本計画は5年間ですが、その間にも社会状況がどんどん変わってしまうので、施策は別冊にして、必要に応じて更新した方が良いかもしれないと考えています。

教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策は、若干基本計画の中から、この部分だけ具体的にはなりますが、子ども・子育て支援法に基づく計画値を掲載することとなります。これは、幼稚園や保育園、子ども・子育て支援法に位置付けられているファミリー・サポート・センター事業や、児童クラブに係る需要と供給に関する量の見込みと確保方策や推計値を掲載します。

第6章では、計画の推進として、点検評価の方法や、国、県、企業等との連携について掲載する予定です。

最後に資料編として、計画策定にあたって実施した取り組み等に関する資料を掲載します。

本日は、この骨子案について御意見をいただき、意見を踏まえた上で計画の素案の作成に変えたいと考えています

○小泉会長

事務局より説明がありました。

ただいまの御説明について、質問等はございますか。

○事務局

本日欠席の丸山委員から、議題2に対して、御意見を預かっておりますので紹介します。

内容としては4点あります。

1点目は、行政と地域の役割分担を明確にし、制度のはざまの部分や地域で担うことが必要な取組においては、どんどん地域を活用してほしい。

2点目は、行政は地域の取組を周知、支援する体制を強化してほしい。

3点目は、こどもや子育て世帯の居場所を確保する取組が、市内や各地域で動き出しているため、この計画がこの取組の後押しとなるようなものになってほしい。

4点目は、地域と行政と学校等が連携して、地域が主体となって活動できる土壌づくりを行うことができるように取組を強化してほしい。ということでした。以上、この4点について丸山委員から御意見をいただきました。

○渡邊委員

計画の体系の2の「②多様な遊びや体験、活躍できる機会の提供」と

いうところ、施策の方法にある、保育士等確保に向けた取組促進とありますが、今は保育士だけではなく、認定こども園などは保育教諭という資格になるので、それも含めた言い方として、「保育者等」という広義の呼び方の方が適切ではないかと思います。

また、その横の対象時期のところに「幼児期」と書いてある部分が3つありますが、この標記は「乳幼児期」の方が良いと思います。「乳」を入れた方が更に小さなお子さんをフォローできると思うので良いと思います。

○小泉会長

貴重な御意見ありがとうございました。私も同感です。

○井上委員

小学校からの希望ですが、先ほど巡回相談の話がありましたが、小学校でも巡回相談があり、臨床心理士さんが授業の様子を見た後、保護者と面談して、今後の方針等についてアドバイスをいただくことができます。ちょうど昨日、巡回相談を申し込もうとしたら夏休み前はいっぱいと言われ、夏休み後になってしまうことが分かりました。学校の希望と比べて心理士さんの人数が少ないのではないかと感じています。タイムリーに相談できるように心理士さんの人を増やしてほしいと思います。また、スクールカウンセラーとの面談希望も保護者からありますが、スクールカウンセラーの方の勤務日も予め決まっており、余裕がない状態で対応しているので、もう少し人員を確保して余裕のある運用を実施してほしいと思います。

○小泉会長

計画に心理士確保やスクールカウンセラーの確保についての記載はありますか。

確かに、巡回相談の重要性は認識されていますが、人材確保に課題があると感じます。そういった記載はどこかに書き加えないと取組を推進できないと思います。

○事務局

計画の体系の2の②にある、教職員等の確保に向けた取組の推進という部分と、その上に学童保育の教育の質の向上とあります。このあたりの記載が、教育者のみならず教育現場に従事する関係者も含めたものになるので、現在はこの中に含まれています。

○小泉会長

できれば、スクールカウンセラーや心理士の方々は行政側としても非常に重要になってくると思うので、名称を記載した方が、より事業を推進できると思います。専門性が高い職種なので、このような方々の人材育成や確保は記載してほしいと思います。是非よろしく願いいたします。

○事務局

素案を作成する段階で盛り込むことを検討します。

○小泉会長

それでは次に中学校代表の金井委員いかがでしょうか。

○金井委員

現在、中学校は様々な機関と協力をしています。児童相談所やこども家庭センター等の方々も、学校側で何か気になることがあり、連絡するとすぐに動いてくれます。また、逆に児童相談所の方から、最近この子様子はいかがでしょう、など問い合わせが来ることもあります。そのような連絡があれば、我々も何かできることがあるか考えます。例えば、女子生徒の場合は、女性職員を話しやすい場所に待機させて、休み時間などに話を聴く機会を設けることもあります。また、スクールカウンセラーや心理士の他に、SSWと呼ばれるスクールソーシャルワーカーなど家庭に直接介入できる方も月に何度か来てくれます。とてもありがたいので、是非そういった人材を確保して、教員だけではなく、専門的な目で子どもたちを見守る体制をつくっていかれたらと思います。

○松下委員

計画の体系の2の③について申し上げます。

前回も少しお話ししましたが、この「誰ひとり取り残さないための支援」において、支援学校のこどもも不登校が増加傾向にあります。茅ヶ崎市は、支援学校のこどもが不登校になった場合の相談窓口はありません。全てのこどもに対する支援体制を整えてほしいことと、小・中学校の不登校の人数などは検索すると出てくるのですが、支援学校の不登校の人数は出てきません。しかし、支援学校の不登校の人数も増えていると思います。その辺のデータの収集も取り残さないで実施していただけるとありがたいと思います。

○小泉会長

不登校の問題は様々な市町村で行われていると思いますが、ぜひ支援学校にも焦点を当ててもらえればと思います。

○杉山委員

関係機関との連携が示されているので良いと思います。

また、人材確保は本当にどこの現場でも重要なことだと思います。また、確保した後の人材育成も充実していかないといけないと思います。関係機関との連携は年々増えてきており、現在も連携の体制が取れ始めているので継続しながら推進してければ良いと思います。

○小泉会長

安心な言葉をいただきました。

人材確保から人材育成まで引き続き推進してほしいと思います。

○渡辺委員

計画の体系の2の④インターネットを安全に利用できる環境づくりについて、こどもは交友関係をインターネットを使用して構築していますし、犯罪を犯したり巻き込まれたりするケースもみられます。警察や学校でもサイバー教育を行っていますが、行政もこういうところに力を入れて、インターネットを安全に利用できる環境を整えていただければと思います。

○山田委員

不登校の事例を身近な方からよく聞くことがあります。相談しても親身になって聞いてもらえなくて、そのままになってしまうことや、家庭内だけでなんとかしなければいけないという話をよく聞くので、そういった人材確保や育成はとても大事だと思います。

○小泉会長

不登校のこどもたちが集まれる居場所づくりは、今いろいろな市区町村で取組が行われているので、茅ヶ崎市も是非検討していただければと思います。

○竹内委員

3の①産前から切れ目のない保健・医療、母子の健康支援という記載がありますが、この書き方だと、妊娠や出産をしてから、乳児期までは切れ目のない支援をすることが分かりますが、幼稚園や小・中学校を卒業してからも支援が必要な場面は続くと思うので、必要な情報が共有され

ているのかなと思いました。小学校から中学校に行くと、こどもの様子などが共有されていない気もするので、どこまで切れ目ない支援を続けるのか、現場の方に聞くと、そんな一人一人全員の対応するのは大変だという意見もあります。その気持ちはすごく分かりますが、先ほどの話しにもあったように、実は何か問題を抱えていたとか、親が心配して発達の相談をしても、先生は「大丈夫じゃないですか。」と結構軽く言われることもあります。私も先生方は忙しいからなと思ってあまり言えないこともあります。それでも、相談しても、親身になってもらえないような気がして、自分が気にしすぎておかしいのかなと思ってしまうこともあります。このような不安を解消するために、もっと長く切れ目なくフォローしてもらえると、乳幼児期から、小学校、中学校、高校生くらいまで、長く連携してほしいと思います。

○小泉会長

すごく大事なことだと思います。この「切れ目のない」という標記もどこに入れるかを見直して、全体を網羅できるような書き方にしていただけだと思います。

○黒沢委員

切れ目のない子育て支援はとても大事だと思います。

私のこどもは、中学校から支援級に行きましたが、支援級の先生たちも手一杯で、交流級という時間がありますが、そこに1人で行かなければいけない状況で、1回行って様子をみてから、やっぱり今日は行かないという判断をすることは、学校からダメと言われてしまいました。しかし、特性がある子は、試しに行ってみてから、やっぱり今日は気持ちが続かなくて戻りたいと思うことがあります。しかし、戻れないルールになっていました。先生方はすごくいろいろと考えて対応してくれていますが、この点については、こどもの意見が取り入れられていないなと感じました。全然こどもまんなかじゃないなと感じました。やはり、頻繁に顔を出さないと交流級の子たちとも仲良くなれなくて、どうしても1人で過ごすことになり、仲間外れのようになっていました。周りの子たちに助けてもらわないと難しい特性ですが、先生もすごく大変で、職員も足りないということも聞いたことはありますが、もう少し周り巻き込んで考えてもらいたいと思いました。人材育成や人材確保にも関わってくるとは思います。先生自身も考え方を変えていかないと、昔ながらの育成ではなかなか通じないと思うので、そのあたりの重要性を勉強して改善されるような茅ヶ崎市になってほしいと思いました。

現在、こどもの意見を聴きましょうという時代の流れになっています

が、まだ現場はそこまでできていないと思います。先生たちの意識も今そういう状況にあり、どのようにやって良いのか分からないのかなと思う部分も見え隠れする感じがします。もう少しこども中心にできるかなと思う部分があるので、是非取り入れてほしいと思います。

○小泉会長

こどもまんなか社会ははじまったばかりなので、そういった機運を高めようとしている過渡期だと思います。ただいまの指摘は、大変重要な指摘だと思います。学校や保育の現場も皆様相当意識しているなかで、本当にこどもの意見を聴くということを、この審議会でも実感しているので、いかにこどもの意見を取り入れるかというシステムを構築してくかだと思います。

恐らくこの後、こどもの意見を聴く取組結果の報告も事務局からあると思いますので、そのあたりは市も相当苦労して実施しているので、結果に結び付くと良いなと思いました。

貴重な御意見ありがとうございました。

○小湊副会長

最近、障がいを抱えているこどもや発達的な課題を抱えているこどもが増えており、計画の体系の2の③誰一人取り残さないための支援の用を現場は多く含んでいると思います。本当にここ10年位でひとり親家庭や宗教上の主義主張をはっきりと持っていらっしゃる方や、婚姻関係を結ばないかたちで子育てをしている方など、本当に多種多様な方々が集うようになっていの中で、多様な部分を取り残さないということと、多様の中にどのような種類があるのかということが近年大きく変わっている中で、世代間でもこどもに対する認識に大きな差がある中で計画の中でも、こどもという定義付けがされていると思いますが、学齢や抱えているバックボーンに応じての理解ということで、1の②の施策の方向にある、こどもや家族を大切にする意識の醸成や、地域でこどもを育てる意識の醸成という部分の気運をどのように高めていくかが、教育現場において非常に重要なファクターだと思っています。具体的な取組は市としても現場としても検討していかなければいけないなと感じました。

○金澤委員

企業としては、働きやすい環境の確保ということで、ワークライフバランスの推進が重要だと思っており、当社でも小さなお子さんをお持ちの方もたくさん働いています。こどもを育てることは大人の役割だと思いますので、こども・若者を大切にすることと同時に、大人のことも大

切にする計画であってほしいと思います。

○小泉会長

ありがとうございました。

全ての委員から御意見をいただきました。この骨子案に皆様からいただいた意見を反映して、新たに素案の作成に入っていただければと思います。

次の議題として、その他に入ります。事務局よりお願いいたします。

○事務局

事務局より、2点ご連絡します。

1点目は、参考資料についてです。参考資料1から3は、こどもの意見を聴く取組に関するものです。各資料の概要を簡単に説明します。

参考資料1は、昨年3月にWEBにより実施した、「こどもモニターアンケート」の結果をまとめたものです。小学4年生から高校3年生世代までを対象に実施し、452件の回答がありました。

次に、参考資料2は、昨年12月に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の報告書です。前回会議では、単純集計表を配付しましたが、その結果を報告書としてまとめたものです。こちらは、量が多いので、委員の皆様が担っている分野や視点を中心に御確認いただければと考えております。

最後に、参考資料3は、「こどもの意見を聴く取組」に関する報告書です。昨年度、会議で報告させていただいた時点から、30ページの白十字林間学校、32ページの萩園中学校、35ページの茅ヶ崎高校、37ページの鎌倉女子大学の実施事項を新たに追加しました。

今後、様々な方法で収集した意見をまとめて、どのように計画に反映するか事務局案を示したいと考えております。委員の皆様には、それぞれの報告書を御確認の上、間接的ではありますが、こどもがどのような意見を持っているのかを受け取って、こどもの視点に立った計画を策定できるよう意識し、検討をお願いしたいと考えています。

その他の2点目は、次回の会議の日程について御連絡します。次回、第2回茅ヶ崎市こども政策審議会は、令和6年10月上旬の開催を予定しています。開催にあたりましては、改めて通知をお送りしますので、引き続き、御協力のほどよろしくお願いします。事務局からの御説明は以上です。

○渡邊委員

こどもモニターの対象者を見ると小学4年生から高校生世代とありま

すが、小学3年生以下を対象にした取組はどのようなになっていますか。

○事務局

こどもモニターは、WEBを使ってこどもが直接回答する仕組みなので、インターネットを使って回答ができる年代を設定し、小学4年生以上としています。小学3年生以下のこどもの声は、参考資料3のように、各施設に伺って直接話しをして意見を聴く取組を行っています。

○小泉会長

ありがとうございます。小学3年生以下のこどももしっかりと意見を持って発信することができるので、意見を聴く取組は是非続けてほしいと思います。

本日はありがとうございました。これをもちまして、令和6年度第1回茅ヶ崎市こども政策審議会を閉会いたします。

以上